

障害者施策推進協議会 第6回委員会 資料
社会福祉法人めぐはうす 地域生活支援センターMOTA
宮本 めぐみ

1 入院中の精神障害者の地域への移行について

法改正で、「精神障害者退院促進支援事業」は、財源の一部が個別給付化されて地域相談事業に再編され、区市町村、東京都、関係機関の連携が必要とされている。

この再編によって、これまで取り組んできた精神障害者の自立支援の蓄積が生かされることを願って、本事業に携わってきた現場から意見を上げたい。

○対象者は元来、住民として地域に暮らしていたが、長期の入院のため帰る場を失った人たちである。長期入院者が帰る場を確保するためには、精神障害者を地域に受け入れるための土壌作りが肝要であり、それには区市町村の理解と努力が必要である。どこの地域でも格差のない形で、精神障害者を受け入れていける方向での指導を東京都にお願いしたい。

○地域移行後の生活を支えるためには、住居を確保するための支援が必須であり、対象者の力に見合った様々な機能のグループホーム、ケアホームが必要である。たとえば、力がついてきた対象者の場合は、通過型グループホームが必要であり、長期入院で手厚い支援が継続的に必要な対象者には滞在型が確実に必要である。

65歳以上は自立支援法施設への新規申請ができなくなっていることが、地域移行を困難にさせているという現実についても検討してほしい。

高次脳機能障害、重い発達障害、依存症等を抱えた対象者の住居問題のまた深刻である。全般的に、グループホーム、ケアホームは、まだまだ数が少ないため、十分な住居を確保するための助成が必要である。

また、現状のグループホームの世話人の体制では、課題をたくさん抱えた対象者には対応できにくいので、マンパワーの確保と併せて、世話人の役割の明確化や研修体制についても検討が望まれる。

○長期在院者の地域移行には、地域定着に向けて入院中から練習として通える場を確保する必要があるが、そのような場はほとんど見当たらない。そのような状況の中で、心ある作業所に依頼し枠外の協力を得てきた経過もあるが、法外施設の作業所も就労継続に移らざるを得なくなり、結局は通う場を失った。そこで、通所施設にも数人の枠を設け入院中の利用者が退院の準備のための通えるようにするための支援をぜひお願いしたい。

○都内では、12事業所が64か所の協力病院と共に区市町村に入り、3か所の基盤体制コーディネーターの支援を受けながら、個別支援を通して病院と地域をつなぐ活動してきた。この活動の全体を通じて、長期在院者一人ひとりの重い歴史を繙きながら、長年にわたり退

院を阻害してきた様々な要因の除去に努めながら支援しなければ、地域移行に漕ぎ着けられないというのが実感である。それだけに、地域の多大なサポートなしには、医療福祉的な支援の活用を継続し地域定着を遂げるのが困難な利用者も少なくない事を理解された上で手厚い体制支援が望まれる。

今後、区市町が実施主体となる地域相談支援を充実していくためには、東京都が先駆的に行ってきた退院促進支援事業を引き続き生かし個別給付では救えない部分を従来の事業で継続して欲しい。

○精神障害者の地域移行と地域定着にとって、地域自立を遂げた当事者のマンパワーとしての潜在力は大きい。退院促進事業にピアサポーターと一緒に関わることによって、大いに効果を上げている実感はあるものの、日本ではその歴史は浅く、全国的にみてもまだ試行の段階に止まっている。専門職と当事者が相互に力をつけていくためには、多大な時間も要し、研修体制をはじめとした支援体制の整備が必要である。

2 相談支援体制の整備について

新たな個別給付の相談支援、基本的な相談支援と併せて、相談支援活動を着実に実施していくための体制の強化が求められている。また、地域移行を受けて地域定着を支援していくための地域相談事業も加わるため、相談支援と地域支援の経験に富むスタッフが必要である。さらには、区市町村の自立支援協議会も義務化され、地域における社会資源の開発やネットワーク作り等の体制整備も期待されている。

しかし、これらの活動を地域の事業所が遂行していくためには、区市町村での温度差が大きく、しかもあまりにも人員が少なく、また人材育成をしていく体制も時間も乏しいという現状を改善していくことが不可欠である。

これらの活動を着実に運営し、精神障害者の地域自立支援を推進していくために、それを可能にするための準備と補助が必要である。とりわけ、マンパワーの質的向上にとって不可欠な人材育成を可能にする体制の整備が重要である。それには、研修機会の保障に加えて、現場での実践を通して学べるための支援と指導体制の整備も必要である。

(平成 24 年 1 月)